

山梨県のインフルエンザの発生状況について (中北、峡東、富士・東部保健所管内 警報レベル入り)

令和 7 年 11 月 27 日作成
山梨県感染症対策センター

令和 7 年第 47 週 (11 月 17 日～11 月 23 日) の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数^{※1}

中北保健所管内 : 43.00 峡東保健所管内 : 43.50 富士・東部保健所管内 : 30.43

警報レベル基準値の 30.00 以上となったことから、中北保健所管内、峡東保健所管内及び富士・東部保健所管内はインフルエンザの警報レベル^{※2}に入ったと考えられます。

今後、流行が拡大する可能性があることから、裏面の予防対策について改めてご確認ください。

- ※1 【中北保健所管内】 12 定点医療機関の合計報告数 516 人 $516 \text{ 人} \div 12 \text{ 医療機関} = 43.00$
【峡東保健所管内】 6 定点医療機関の合計報告数 261 人 $261 \text{ 人} \div 6 \text{ 医療機関} = 43.50$
【富士・東部保健所管内】 7 定点医療機関の合計報告数 213 人 $213 \text{ 人} \div 7 \text{ 医療機関} = 30.43$
- ※2 県内全体で 1 定点医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行入りの目安
保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル
保健所管内で 1 定点医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡東	峡南	富士・東部	参考) 甲府市
47 週 (11/17～11/23)	34.26	43.00	43.50	6.33	30.43	27.14
46 週 (11/10～11/16)	21.91	28.58	22.17	4.33	25.00	14.71
45 週 (11/3～11/9)	9.09	9.83	13.83	0.67	8.71	7.71
44 週 (10/27～11/2)	5.57	3.33	15.67	1.67	3.43	4.57
43 週 (10/20～10/26)	2.37	2.33	6.33	0.00	0.14	2.29

【令和 6 年 保健所別直近の注意報・警報レベル入り】

	注意報	警報
中北保健所管内	第 49 週 (12/2～12/8)	第 51 週 (12/16～12/22)
峡東保健所管内	第 50 週 (12/9～12/15)	第 51 週 (12/16～12/22)
峡南保健所管内		第 51 週 (12/16～12/22)
富士・東部保健所管内		第 51 週 (12/16～12/22)
参考) 甲府市保健所管内	第 50 週 (12/9～12/15)	第 51 週 (12/16～12/22)

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、**石けんによる手洗い**等を行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、混雑した場所に行くときや近い距離で会話するときなどには**マスクを着用**しましょう。
- ✓ **十分な睡眠・休養**をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 室内では**こまめに換気**をしましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、早めの**予防接種**を検討しましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ **咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用**しましょう。
- ✓ マスクがない場合はハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけるようにしましょう。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用しましょう。

●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ **早めの医療機関の受診**をご検討ください。
- ✓ **医療機関を受診する際はマスクを着用**しましょう。
- ✓ **外出を控え、十分な休養**を取りましょう。

※学校保健安全法では、発症してから5日間、かつ、熱が下がった後2日間（幼児は3日）は自宅で休息を取るようになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。

インフルエンザの特徴や予防などについては、こちらをご覧ください。

【やまなし感染症ポータルサイト】

<https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/influenza.html>